## 戸田市立美笹中学校建替基本計画検討委員会要綱

令和6年6月4日市長決裁

(設置)

第1条 戸田市立美笹中学校(以下「美笹中学校」という。)の建替えに係る 基本計画の策定に関し、必要な調査、研究及び検討を行うため、戸田市立美 笹中学校建替基本計画検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

## (所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
  - (1) 美笹中学校の建替えに係る基本計画の策定に関し、必要な調査、研究及び検討に関すること。
  - (2) その他美笹中学校の建替えに係る基本計画の策定に関し必要な事項 (組織)
- 第3条 委員会は、別表の委員をもって組織する。
- 2 前項の委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下この条において「会議」という。)は、委員長が 招集し、その議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員 長が決するものとする。
- 4 委員(市の職員に限る。)が会議に出席できないときは、当該委員の指名 する職員(同じ所属の職員とする。)が代理として出席できるものとする。
- 5 会議を欠席する委員は、当該会議に付議する事項につき、書面により意見 を提出することができる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席 を求め、意見を聴くことができる。

- 7 委員長は、会議の経過及び結果を、市長に報告するものとする。(ワーキンググループの設置)
- 第6条 市長は、美笹中学校の建替えに係る基本計画の策定に関し必要な調査、 研究及び検討を効率的に行うため、下部組織として、次項に規定する職員で 構成するワーキンググループを設置することができる。
- 2 ワーキンググループは、市長が指名する職員(以下「メンバー」という。) をもって構成組織する。
- 3 ワーキンググループに、リーダー及びサブリーダーを置く。
- 4 リーダー及びサブリーダーは、メンバーの互選により定める。
- 5 リーダーは、会務を総理し、ワーキンググループを代表する。
- 6 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故があるとき又はリー ダーが欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 ワーキンググループの会議(以下この条において「会議」という。)は、 委員長が招集し、リーダーがその議長となる。
- 8 リーダーは、必要があると認めるときは、メンバー以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聞くことができる。
- 9 リーダーは、会議における調査、研究及び検討の結果を委員長に報告する ものとする。

(庶務)

第7条 委員会及びワーキンググループの庶務は、教育委員会事務局教育総務 課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年6月4日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、美笹中学校の建替えに係る基本計画が策定された日限り、その効力を失う。

## 別表(第3条関係)

所属	職名等
教育委員会事務局	教育部長
	次長
	教育政策室長
	学務課長
	教育総務課長
企画財政部	資産マネジメント推進室長
美笹中学校	校長
	教頭
	校長が推薦する者
美笹中学校生徒会	会長
	副会長
戸田市立小中学校長会	会長が推薦する者
美笹中学校運営協議会	委員